

第五十六号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年六月十二日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例第十二号の一部を次のように改正する。
 別表第一に次のように加える。

東京都計画西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区整備計画区域

東京都計画西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二中「第十三条」の下に「、第十七条」を加え、同表に次のように加える。

東京都計画西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区整備計画区域	
A 住居街区	B 住居街区
(一) 風営法に規定する性格風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの (二) ホテル又は旅館	(一) 風営法に規定する性格風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの (二) デートクラブ
	七十㎡
(一) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は○・五m以上とする。 (二) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は○・五m以上とする。	(一) 十九m (二) 前号の規定にかかわらず、法第三条第二項の規定が適用される最高限度を超える建築物の建替えについては、当該建築物の高さを超えない範囲内とする。 (三) 法第五十九条の規定は適用しない。

地境から隣境(道路)奥行き部分、の方向、の建築に係る該敷地は、当該敷地の部分の敷地(七・〇m未満)が(距離)を(含む)場合、境(道路)境(道路)な隣地(道路)に(道路)の敷地(敷地)の内(五㎡以上)合計(面積)で(置)床(下)物(三m以上)が(二・高)限(る)もの(ない)。(外壁)属(庫)下(の)三(付)が(二・高)イ(で)ない。

第56号議案

幹線道路 沿道街区	補助幹線 道路沿道 複合街区	近隣商業 街区
--------------	----------------------	------------

<p>(一) 三十一 m 前号の 規定にか かわらず、 法第三条 第二項の 規定が適 用される 最高限度 を超える</p>	<p>(二) 法第五 十九条の 規定は適 用しない。 当該建築 物の高さ を超過す る範囲内 とする。</p>	<p>当該路 地状部 分の面 積を敷 地面積 から除 くこと ができ る。)</p>
<p>(一) 二十五 m 前号の 規定にか かわらず、 法第三条 第二項の 規定が適 用される 最高限度 を超える</p>	<p>(二) 法第五 十九条の 規定は適 用しない。 当該建築 物の高さ を超過す る範囲内 とする。</p>	<p>外壁又は 柱の面 積に代 わること を認め る。)</p>

